

多賀城民報

第1195号
2019年3月8日

日本共産党
多賀城市議団
多賀城市留ヶ谷二丁目11番23号
代表(364) 32223号
FAX(309) 391102

◆弁護士による法律相談

◆申込
電話で予約して下さい。
◆電話
364-3222
◆相談日
3月14日(木)
4月4日(木)
◆時間
午後1:30~
◆場所
旧阿部福商店となり塩釜県民の会事務所

◆議員による暮らしの相談

電話
◆藤原益栄議員
368-6623
070-6497-6623
◆佐藤恵子議員
367-0182
090-2027-9884
◆戸津川はるみ議員
090-7528-2075
◆中田さだゆき議員
368-1338
080-1802-3524
◆遠藤秋雄
090-3980-6591

この釈明に意味がある？

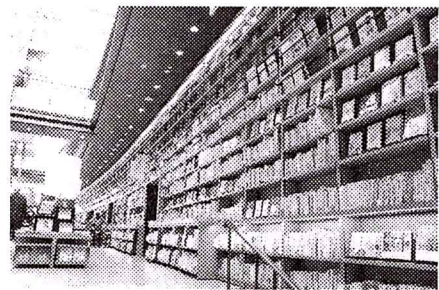
藤原ますえい市議は、CCCが発行するTカードの個人情報管理問題について、「館長や市教委は『図書館利用者の個人情報はCCCに提供していない』と答えているが、Tカード登録時点でCCCに同内容が行っている」と図書館でTカードを使用するこの是非を問いました。

「個人情報の取り扱い」とあり『図書館利用者情報のCCCへの提供』という項目まである。館長お知らせと矛盾しないのかと質しました。

◆館長・市教委…『図書館利用者の個人情報はCCCに提供していない』

には(個人情報の取り扱い)とあり『図書館利用者情報のCCCへの提供』という項目まである。館長お知らせと矛盾しないのかと質しました。

情報処理されており、図書館利用者情報のCCCに個人情報は全く情報が行っていません。



◆藤原…Tカード作成時点で図書館利用者個人情報がCCCに行っており、この説明は無意味

藤原市議は、1月21日に発表したCCCのお知らせについて「CCCが見直されるを得なかつた方針を『見直す』というので良いのか」と改めて質したところ、副館長は「民間会社のあれこれにコメントする立場には無く、見直すという立場に変わりはない」と答弁。同市議は「一般的にはそういうことになるが、図書館の運営を任せられているから問題にしているから問題にしている」と再度質しましたがその立場は変わりませんでした。

◆藤原…利用規約には「第3条(個人情報の取り扱い)／1.図書館利用者情報のCCCへの提供」とあるが…

まず藤原市議は「本年2月4日付けで館長が『図書館利用者の個人情報はCCCに提供していない』としているが、市教委も同じ立場か」と尋ね、担当課長は「そのとおり」と答えました。

◆藤原…CCCが見直されるを得なかつた立場を、市教委が「見守る」で良いのか

◆藤原…CCCが見直されるを得なかつた立場を、市教委が「見守る」で良いのか

◆藤原…CCCが見直されるを得なかつた立場を、市教委が「見守る」で良いのか

次に藤原市議は「多賀城市教育委員会やCCCが2016年2月23日に確認したTカードでの多賀城市立図書館利用に関する規約」の第3条

次に藤原市議は「多賀城市教育委員会やCCCが2016年2月23日に確認したTカードでの多賀城市立図書館利用に関する規約」の第3条

次に藤原市議は「多賀城市教育委員会やCCCが2016年2月23日に確認したTカードでの多賀城市立図書館利用に関する規約」の第3条

次に藤原市議は「多賀城市教育委員会やCCCが2016年2月23日に確認したTカードでの多賀城市立図書館利用に関する規約」の第3条

次に藤原市議は「多賀城市教育委員会やCCCが2016年2月23日に確認したTカードでの多賀城市立図書館利用に関する規約」の第3条

館長は「図書館個人情報情報はCCCに提供していない」と言うけど… Tカード登録時点で同内容がCCCに

次に藤原市議は「多賀城市教育委員会やCCCが2016年2月23日に確認したTカードでの多賀城市立図書館利用に関する規約」の第3条

次に藤原市議は「多賀城市教育委員会やCCCが2016年2月23日に確認したTカードでの多賀城市立図書館利用に関する規約」の第3条

次に藤原市議は「多賀城市教育委員会やCCCが2016年2月23日に確認したTカードでの多賀城市立図書館利用に関する規約」の第3条

次に藤原市議は「多賀城市教育委員会やCCCが2016年2月23日に確認したTカードでの多賀城市立図書館利用に関する規約」の第3条

次に藤原市議は「多賀城市教育委員会やCCCが2016年2月23日に確認したTカードでの多賀城市立図書館利用に関する規約」の第3条

東風城月

6日は二十四節気の啓蟄。暖かく地中の虫も這い出す頃の意味、議会が始まったのは9月8日。議会最終日は3月7日。この間すっかり春めき「予算議会は春へのトンネル」といふも思ふ。議会、菊地市長は決まらなかった。重要な人事の際、議長を通じ全派に事前に了承を得るのが慣例だったが、副市長人事を与党会派のみ打診。私かなせと質したら「そんなの知らなかった」と謝罪。市長に専決処分という権限が与えられている。本来なら議会の議決が必要でも開催する暇がなかったような場合、地方自治法179条にもつき市長が決済し、直近の本会議で承認を得る。軽微な場合には同法第180条に基づき、事前に議会が議決した事項につき報告のみで済ませることができる。その処理に支障しない事例があり、竹谷市議が問題にし、私も拡大解釈だと市長を質した。ところが「179条」「180条」…
◆予算委員会にて竹谷市議が「今年の予算の重点方針は何か」と問うたら「そんなことを急に言われても…」と答弁できず委員会が中断。場内にあきれたムードが漂った。たまたま頭脳がお休み中だったのか…。だったら「啓蟄」でもあることだし目覚めていただきたいのだが…。

Tカード個人情報問題資料

【1】市立図書館長からのお知らせ
多賀城市立図書館をご利用のみなさまへ
当館における図書利用カード(Tカード機能付)の個人情報および貸出履歴の管理について/2019年02月04日/多賀城市立図書館館長/多賀城市立図書館は、図書館利用カード(Tカード機能付)による図書の貸出において、利用者の名前や生年月日、住所、電話番号といった個人情報や貸出履歴を、Tカードを展開するカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社(CCC)に提供していません。/昨今の一部報道によりご心配をお掛け致しましたが、引き続き図書館のご来館をお待ちしております。/以上

【2】Tカード多賀城市立図書館利用規約(抜粋) Tカードでの多賀城市立図書館利用に関する規約/多賀城市教育委員会/カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社/2016年2月23日/第1条(定義及び概要)〈略〉/第2条(各種手続き)〈略〉/第3条(個人情報の取り扱い) /1. 図書館利用者情報のCCCへの提供/(1) 図書館は、ID紐付会員から取得した個人情報(図書等の貸出履歴等の利用情報を含み、以下「利用情報」といいます)について、図書館の利用規則に従いこれを取り扱います。/(2) 図書館は、ID紐付会員の利用情報のうち、Tカードを提示して図書館を利用した会員のTカード番号及びID紐付登録の申込年月日について、ID紐付登録を管理する目的でcccに対し提供します。なお、図書の貸出履歴情報は提供されません。/(3) 前号に基づきcccが取得した利用情報が、cccからポイントプログラム参加企業を含む第三者に対し提供されることはありません。/2. 情報管理の委任/(1) 第2条第1項第1号に従い、新たに図書館利用者登録及びID紐付登録をされる際には、利用申込書に記入していただいた図書館利用者としての個人情報を、指定管理者のcccが代行して登録します。/(2) ID紐付会員の利用情報は、cccが指定管理者として厳重に管理し、多賀城市が制定する図書館の利用規則に従い取り扱います。/3. ID紐付会員の個人情報の取り扱いに関して、本規約に記載のない事項については、図書館及びcccが指定するそれぞれの規則、各種規約に準じます。〈以下略〉